令和３年４月２２日

障害児通所支援事業所管理者　様

猪名川町生活部福祉課

障害児通所支援の報酬体系等見直しに係る調査の実施について

平素より本町の福祉行政の推進にご協力賜り、誠にありがとうございます。

令和３年度障害福祉サービス等報酬改定においては、現行の２区分報酬体系が廃止され、児童発達支援、医療型児童発達支援及び放課後等デイサービスにおいて、ケアニーズの高い児童（著しく重度および行動上の課題のある児童）を支援した場合の評価として「個別サポート加算（Ⅰ）」が創設されました。

対象児童の判定基準は、以下のとおり示されておりますので、**別添の対象者リストを、**

**５月７日（金）までに福祉課へメールかＦＡＸでご提出ください。** 加算対象となった場合は、令和３年４月利用分請求から加算を算定していただくことが可能です。なお、当取り扱いは現時点のものですので、今後、国からの通知で取り扱いが変更になる可能性もございます。その都度ご連絡いたしますので、ご了承ください。

**◆加算決定までのながれ**

①　加算対象者判定基準を熟読いただき、対象となる可能性のある児童のリスト（別紙『対

象者リスト』）を福祉課に提出。

　　（注）保護者には、町にリストを提出すること、加算対象になった場合は負担額が上がることを説明し、了承を得ておくこと。

②　結果を福祉課から事業所へ通知、事業所は、保護者へ伝達する。

**◆加算対象者判定基準**

【児童発達支援及び医療型児童発達支援】　＊通常の発達に必要な支援も含む

　＜３歳未満の場合＞　５領域１１項目の調査票で以下に該当する児童

　　食事、排泄、入浴及び移動の項目で、全介助又は一部介助である項目が２以上

　＜３歳以上の場合＞　５領域１１項目の調査票で以下の①及び②に該当する児童

　　①食事、排泄、入浴及び移動の項目で、全介助又は一部介助である項目が１以上

　　②食事、排泄、入浴及び移動以外の項目（行動障害及び精神症状の各項目）で、ほぼ毎日（週５日以上）ある又は週に１回以上ある項目が１以上

　　※国が示されている「乳幼児等サポート調査」表は、通所給付決定時に実施してきた５領域１１項目の調査項目と同様のものです。

【放課後等デイサービス】

　※現在、受給者証に「新指標該当者」の方は、「個別サポート加算（Ⅰ）」の

加算対象者とします。

　就学児サポート調査票で以下の①又は②に該当する児童

　①食事、排泄、入浴及び移動のうち３以上の日常生活動作について、全介助を必要とするもの

　②新指標判定の票の項目の点数の合計が１３点以上であるもの

**◆受給者証について**

　対象者には、「個別サポート加算（Ⅰ）」と記載した新しい受給者証を送付します。

　新指標該当者の方の受給者証は、更新時に切り替えますが、それまでは「個別サポート加

算（Ⅰ）」の対象者と読み替えてご対応ください。

◆新規利用者の判定について

　新規利用者は、従来通り聞き取り調査を実施し、その結果をもとに加算対象者か確認します。

◆お願い

　令和３年４月分請求までに、加算対象の確認や調査など一連の事務を完了する必要があり短期間での作業となりますので、加算対象になる可能性がある児童の選出は、事業所内で熟考いただきますようご協力のほどお願いいたします。

猪名川町生活部福祉課　障害福祉担当

TEL：０７２－７６６－８７０１

FAX：０７２－７６６－８８９５

MAIL：syougai@town.inagawa.lg.jp